証券コード9025
平成29年６月12日

株 主 各 位

大阪市中央区伏見町四丁目３番９号
鴻 池 運 輸 株 式 会 社
代表取締役社長 鴻　池　忠　彦

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って平成29年６月27日（火曜日）午後５時45分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月28日（水曜日）午前10時　（受付開始：午前９時）
２．場　　所　大阪市中央区伏見町四丁目３番９号
ＨＫ淀屋橋ガーデンアベニュー２階
当社大阪本社大会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい）
３．目 的 事 項
【報告事項】
１．第77期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第77期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）
計算書類報告の件

【決議事項】
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　取締役の報酬等の額改定の件

以　上

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時
平成**29**年**6**月**28**日（**水曜日**） 午前**10**時

株主総会にご出席いただけない場合



郵送（書面）によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、下記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

行使期限
平成**29**年**6**月**27**日（**火曜日**） 午後**5**時**45**分



インターネット等によるご行使

下記の行使期限までインターネット等により議決権をご行使して頂けます。
詳しくは次頁をご覧下さい。

行使期限
平成**29**年**6**月**27**日（**火曜日**） 午後**5**時**45**分

機関投資家の皆様へ 当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.konoike.net/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
①連結計算書類の注記
②計算書類の注記
従って、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が、監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした、事業報告ならびに連結計算書類及び計算書類の一部であります。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させて頂きます。

インターネット等による議決権行使のご案内

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用頂くことによってのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】　http://www.web54.net（ウェブ行使）

※バーコード読取機能付の携帯電話、スマートフォンを利用して右の「ＱＲコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話、スマートフォンの取扱説明書をご確認下さい。
（ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．議決権行使のお取扱いについて

⑴　インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

⑵　議決権の行使期限は、平成29年６月27日（火曜日）午後５時45分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

⑶　書面とインターネット等による方法の双方で議決権を重複して行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

⑷　議決権行使ウェブサイトをご利用頂く際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

⑴　パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。

⑵　パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。

⑶　議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］0120（652）031　（受付時間　９：00～21：00）

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第22条に定める取締役会の招集権者及び議長を、あらかじめ取締役会の定めた取締役に変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１条 ～　　（条文省略） 第21条	第１条 ～　　（現行どおり） 第21条
（取締役会の招集権者及び議長） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、取締役会長が議長となる。 ②　取締役社長及び取締役会長に事故があるとき、又は欠員のときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。 ②　前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
第23条 ～　　（条文省略） 第43条	第23条 ～　　（現行どおり） 第43条

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの充実をはかるため、社外取締役を１名増員し、社外取締役２名を含む取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
1	辻（つじ）　卓史（たかし） （昭和17年10月３日生） 再任	昭和41年４月　宇部興産株式会社入社 昭和58年10月　当社入社 常任顧問 昭和58年12月　当社専務取締役 昭和62年12月　当社代表取締役副社長 平成元年12月　当社代表取締役社長 平成12年６月　当社代表取締役会長 （現在に至る）	331,920株
2	鴻池（こうのいけ）　忠彦（ただひこ） （昭和28年11月７日生） 再任	昭和51年４月　株式会社鴻池組入社 昭和56年４月　当社入社 昭和58年12月　当社常務取締役 昭和62年12月　当社専務取締役 平成元年12月　当社代表取締役副社長 平成15年６月　当社代表取締役社長 （現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 大阪港総合流通ｾﾝﾀｰ株式会社 代表取締役副社長	3,265,340株
3	清水（しみず）　正義（ただよし） （昭和26年２月27日生） 再任	昭和48年４月　当社入社 平成12年７月　当社財務部長 平成15年６月　当社執行役員 平成18年６月　当社取締役兼執行役員 平成19年６月　当社取締役兼常務執行役員 平成24年６月　当社取締役兼専務執行役員 平成25年６月　当社代表取締役兼専務執行役員 平成27年４月　当社代表取締役副社長 （現在に至る）	32,000株
4	水谷（みずたに）　吉紀（よしのり） （昭和26年４月13日生） 再任	昭和50年４月　当社入社 平成14年４月　当社大阪西支店長 平成17年６月　当社執行役員 平成21年６月　当社取締役兼執行役員 平成23年９月　当社常務執行役員 平成24年６月　当社取締役兼常務執行役員 平成26年４月　当社取締役兼専務執行役員 平成28年４月　当社取締役副社長 平成29年４月　当社取締役副社長 事業開発本部本部長 （現在に至る）	27,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
5	鴻池忠嗣（こうのいけただつぐ） （昭和57年11月30日生） 新任	平成18年４月　株式会社三井住友銀行入行 平成25年４月　当社入社 平成26年７月　当社経営企画本部部長 平成28年４月　当社執行役員 平成29年４月　当社常務執行役員 海外事業本部副本部長、 経営改革推進本部副本部長 （現在に至る）	846,000株
6	天江喜七郎（あまえきしちろう） （昭和18年12月26日生） 再任 社外取締役候補者 独立役員候補者	昭和42年４月　外務省入省 昭和59年７月　外務省大臣官房国際報道課長 昭和60年５月　外務省国際連合局国連政策課長 昭和62年10月　在大韓民国日本大使館参事官 平成２年11月　在ｿﾋﾞｴﾄ連邦（現　ﾛｼｱ）日本大使館公使 平成６年２月　外務省大臣官房審議官 平成７年２月　在ﾎﾉﾙﾙ総領事 平成10年１月　外務省中近東ｱﾌﾘｶ局長 平成12年１月　在ｼﾘｱ特命全権大使 平成14年９月　在ｳｸﾗｲﾅ兼ﾓﾙﾄﾞﾊﾞ特命全権大使 平成17年11月　関西担当特命全権大使 平成18年11月　外務省参与 平成21年１月　公益財団法人国立京都国際会館館長・常任理事 平成23年３月　当社社外取締役 （現在に至る）	0株
7	木村直樹（きむらなおき） （昭和23年１月26日生） 新任 社外取締役候補者 独立役員候補者	昭和46年４月　株式会社朝日新聞社入社 昭和50年１月　松本油脂製薬株式会社取締役 昭和53年９月　松本油脂製薬株式会社入社 昭和57年12月　日本ｸﾚｰﾑ･ｹﾐｶﾙ株式会社取締役 （現在に至る） 平成４年７月　松本油脂製薬株式会社代表取締役社長 （現在に至る） 平成11年４月　松本興産株式会社代表取締役社長 （現在に至る） 平成21年６月　当社社外監査役 （現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 松本油脂製薬株式会社 代表取締役社長 松本興産株式会社 代表取締役社長	0株

（注）１．取締役候補者鴻池忠彦氏は、大阪港総合流通ｾﾝﾀｰ株式会社代表取締役副社長を兼務し、同社は当社と同一の営業の部類に属する営業を行っていることから競業関係にあります。また、取締役候補者木村直樹氏が代表取締役社長を務める松本油脂製薬株式会社と当社の間には、当社の貨物保管・輸送等の取引関係がありますが、第77期においてその規模は、当社の売上高の0.02%未満であります。
その他各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2．天江喜七郎氏と木村直樹氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は天江喜七郎氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に規定する独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、木村直樹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に就任した場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3．天江喜七郎氏につきましては、これまでの大使等としての豊富な経験と幅広い見識をいかして客観的な視点から当社の経営全般へのさまざまな指導をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけると判断しております。
4．木村直樹氏につきましては、経営者としての高い見識と豊かな経験、優れた能力を備えられていることから、客観的な視点から当社の経営全般へのさまざまな指導をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5．天江喜七郎氏の当社の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって６年３ヶ月であります。
また、木村直樹氏は現に当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって８年であります。
6．当社と天江喜七郎、木村直樹の両氏は、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令に定める最低責任限度額とする契約を締結しております。当社は、本議案において天江喜七郎氏が選任されますと同氏との間で同契約を継続する予定であり、また、木村直樹氏が選任されますと同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

社外監査役木村直樹氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
堂道秀明（どうみちひであき） （昭和23年12月14日生） 新任 社外監査役候補者 独立役員候補者	昭和47年４月　外務省入省 昭和63年７月　外務省中近東アフリカ局アフリカ第二課長 平成２年１月　外務省欧亜局東欧課長 平成４年３月　在アメリカ大使館参事官 平成７年１月　在エジプト大使館公使 平成８年７月　外務省官房総務課長 平成11年４月　外務省官房審議官兼経済協力局 平成11年９月　在インドネシア大使館公使 平成14年10月　外務省中東アフリカ局アフリカ審議官 平成15年８月　外務省中東アフリカ局長 平成16年６月　在イラン特命全権大使 平成19年９月　在インド・ブータン特命全権大使 平成23年２月　経済外交担当特命全権大使 平成24年４月　独立行政法人国際協力機構副理事長 平成28年４月　独立行政法人国際協力機構顧問 平成28年10月　ホテルマネージメントインターナショナル株式会社専務執行役員（現在に至る） 平成28年10月　当社　社外顧問就任（現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 ホテルマネージメントインターナショナル株式会社 専務執行役員	0株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．堂道秀明氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

３．堂道秀明氏につきましては、これまでの大使等としての豊富な経験に基づく深い知識を備えられていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
また、当社は平成28年10月より同氏との間で当社社外監査役就任を前提とした顧問契約を締結しております。

４．堂道秀明氏は、選任後、当社との間で会社法第427条第１項及び定款の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その内容は、会社法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令に定める最低責任限度額とするものであります。

第４号議案　取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成23年６月24日開催の第71回定時株主総会において、使用人兼務取締役の使用人分の給与を除き「年額８億円以内（うち社外取締役分年額10百万円以内）」とご決議いただき現在に至っております。

このたび、コーポレート・ガバナンスの充実をはかるため、社外取締役を１名増員することに伴い、上記取締役の報酬等の額を「年額８億円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）」に改めさせていただきたいと存じます。また、この取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は７名（うち社外取締役１名）でありますが、第２号議案（取締役７名選任の件）が原案どおり可決されますと、取締役の員数は７名（うち社外取締役２名）となります。

以　上

添付書類

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の停滞長期化による内需の低迷に加え、新興国経済の成長鈍化や欧州の情勢不安による外需の伸び悩みを受け、長く足踏みの状況となりました。期末頃からは、内需が依然として脆弱な中、米国や中国を中心とした海外経済の持ち直しを背景に輸出が増加に転じる等、一部回復の兆しも表れ始めましたが、英国のＥＵ離脱交渉の本格化や、米国新政権の政策不透明感に伴う不確実性の高まりが下押し圧力となり、景気回復に向けた動きは、当面は緩慢なものにとどまると見込んでおります。

物流業界におきましても、消費関連貨物や建設関連貨物の堅調な荷動きがけん引役となり、国内貨物量は５年振りの増加となりましたが、足許では原油価格が上昇基調にあることや、深刻な人手不足の影響により、輸送や荷役に係る人件費が増大していること等、コストの上昇傾向が続いており、依然として厳しい環境となりました。

このような経営環境のもと、当社グループは、主に食品を取り扱う北関東流通センターを増築する等、国内営業拠点の拡充に注力しました。また、海外においては、拡大するインドの鉄道コンテナ輸送市場への新規参入を目的として、JOSHI KONOIKE TRANSPORT & INFRASTRUCTURE PVT.LTD.を設立した他、当社が国内鉄鋼事業で培ってきた鋼材等重量物輸送業務を展開すると共に、将来的にはエンジニアリング・保全業務をはじめとする各種工程での請負業務に取り組むべく、タイにKONOIKE J.TRANSPORT（THAILAND）CO.,LTD.を設立しました。今後は、進出先各国の状況に応じた高品質・高付加価値の幅広いサービスの提供に努めるとともに、グループネットワークを活かしたグローバルな業務展開を推進してまいります。

当連結会計年度の業績といたしましては、鉄鋼関連分野が持ち直したことや、食品関連分野の好調維持に加え、インバウンド増加による空港関連分野の続伸、メディカル関連分野の伸長が寄与し、売上高は2,583億32百万円（前連結会計年度比2.3％増）となりました。利益面につきましては、営業利益は102億32百万円（同0.3％減）となりましたが、経常利益は107億21百万円（同0.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は73億10百万円（同14.0％増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

１．複合ソリューション事業

複合ソリューション事業におきましては、鉄鋼関連分野において、顧客粗鋼生産量の増加により、生産工程請負業務が増加したことに加え、火力発電所向け設備製造据付業務などの大型工事案件を獲得したことや、ＡＳＲリサイクリング鹿島㈱の連結子会社化が収益に寄与しました。食品関連分野についても、新規幹線輸送業務の獲得や、飲料等の製造請負業務ならびに配送センター業務が好調を維持した他、昨年度の新規開設拠点における総合スーパーマーケット向け食品等取扱業務が増加しました。また、空港関連分野においても、インバウンドの増勢持続や地方空港での業務開始等により、グランドハンドリング業務等が大幅に伸長したことも寄与し、売上高は1,767億円（前連結会計年度比4.5％増）、セグメント利益は134億46百万円（同4.8％増）となりました。

２．国内物流事業

国内物流事業におきましては、配送センターの移転に伴う当社受託エリア拡張により、オフィス用品取扱業務が伸長した他、コンビニエンスストア向け商品や北海道エリアにおける洋菓子取扱業務が増加しました。一方で、長引く国内個人消費の低迷により、アパレル製品取扱業務が減少した他、不採算業務からの撤退もあり、売上高は496億97百万円（前連結会計年度比1.1％減）となりました。セグメント利益につきましても、共同配送推進や自車稼働率向上による配送効率化に注力したものの、上述の配送センター立ち上げコストの発生等により、16億66百万円（同20.2％減）となりました。

３．国際物流事業

国際物流事業におきましては、新規開設拠点における設備輸送業務や、アメリカ向け自動車関連部材の輸出業務の増加等はありましたが、円高による為替影響に加え、事務機器や調理家電、昨年度好調だった太陽光発電設備の輸出入業務が減少したこと等により、売上高は319億34百万円（前連結会計年度比4.1％減）となりました。セグメント利益につきましても、海外市場における一時的な調査費用の発生や、円高の影響により、10億１百万円（同23.1％減）となりました。

（事業別売上高の状況）

	金　額	構 成 比
複合ソリューション事業	176,700百万円	68.4%
国内物流事業	49,697百万円	19.2%
国際物流事業	31,934百万円	12.4%
合計	258,332百万円	100.0%

（注）上記記載金額には、消費税等は含まれておりません。

⑵ 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は77億86百万円であります。

・当連結会計年度中に完成した主要設備

複合ソリューション事業	当社物流センター増設（群馬県邑楽郡千代田町）
国内物流事業	当社コンベア等設備一式購入（大阪市西淀川区）

・当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充、改修

国際物流事業	当社連結子会社KONOIKE-GENERAL,INC. 冷凍冷蔵倉庫新設

⑶ 資金調達の状況

当社は、平成29年３月２日に100億円の社債を発行いたしました。また、長期借入金により14億円の資金調達を実施いたしました。

⑷ 対処すべき課題

①　「安全」と「品質」最優先の業務運営の徹底

特に複合ソリューション事業においては、顧客の生産工程における請負業務が中心となっておりますので、当該事業での安全・品質の不備は当社のみならず顧客の社会的な信用の失墜に繋がる事項であると認識しております。そのため当社グループでは、業務遂行上の安全性の向上ならびに製・商品の品質管理を徹底することが、事業遂行上重要と判断し、安全品質研修センターならびに鴻池テクノ研修センターでの研修活動等を通じて強化を図っております。今後も、安全・品質につきましては社内チェック体制の充実を図り、更なる向上を目指してまいります。

②　国内事業基盤の拡充と海外事業展開の推進

当社グループの現在の事業基盤は国内企業からの業務受託が中心となっております。主要顧客の中には当社の創業・設立初期より半世紀以上にも亘って継続的に業務を受託している顧客もございます。そのため今後につきましても、現在の主要取引を中心に、国内企業の生産工程支援や物流業務を更に拡充させていくことが、当社事業の経営基盤を堅実なものとするために重要であると認識しております。

一方で今後の世界的な経済動向を鑑みますと、新興国が消費市場として台頭してきており、国内事業を通じて培ったノウハウを海外に展開する機会が到来していると認識しております。そのため当社グループにおきましても、国内企業の海外ビジネス展開のサポートや海外企業に対するソリューション提供により一層注力するため、海外子会社の新設等を進めてまいります。

③　グループ経営管理体制の強化

当社グループは、関係会社64社（うち連結子会社39社）で形成されており、また当社単体でも約140箇所の営業所を有しております。そのため、営業所及び営業所を統括する支店・関係会社（以下、支店・関係会社等）から当社本部機能への報告ならびに当社本部機能からの指示が円滑になされることが、グループ経営を効率的かつ有効に進める上で必要と考えております。現在においても、支店・関係会社等の状況については、月次報告会における月次概況報告を通して円滑な情報交換等がなされていると認識しておりますが、今後も更に管理体制を強化させるべく、本部機能の充実を実施してまいります。

④　組織的営業力の強化

当社グループでは、当社ならびに当社関係会社がそれぞれ顧客の所在地や業務内容を踏まえた営業活動を推進しております。今後の当社グループの成長のためには、当社事業本部と支店・関係会社等との連携を強化し、顧客ニーズに合ったソリューションを提案することで、収益機会を逃さないことが必要であると認識しております。そのため、今後も事業本部と支店・関係会社等との情報共有に努め、当社グループとしての組織的な営業活動を推進してまいります。

⑤　人材の確保・育成・適正配置

当社グループの業務遂行にあたっては、顧客の業種や製・商品特性によっては専門的な知見が必要となってまいります。そのため、必要な人材の確保ならびに育成は業務遂行上重要なものと認識しております。必要に応じ、採用活動ならびにグループ内の研修を通じたノウハウの伝達等によって人材の確保・育成に努めてまいります。

また、業務を効率的に推進する上では当社グループの人材の特性等を考慮し適切に配置することも重要と考えております。特に、各営業所における勤務時間の状況や個々人の業務に対する知見等を勘案し、機動的な対応をとることで、効率的な配置を行ってまいります。

⑥　コンプライアンスの充実

当社グループが継続して顧客から業務を委託されるためには、社会的な信用を高める必要があると考えております。そのためには上記の安全・品質のみならず、コンプライアンスの充実が重要であると認識しております。そのため今後につきましても、当社業務遂行上必要な法律等の知識について、研修等を通じてグループ内で共有するとともに、その遵守状況を内部監査等でチェックし、体制強化に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第74期	第75期	第76期	第77期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	231,504	244,982	252,550	258,332
経常利益 (百万円)	8,009	9,591	10,714	10,721
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,369	5,439	6,411	7,310
1株当たり当期純利益	153円58銭	95円60銭	112円68銭	128円46銭
純資産 (百万円)	74,997	84,742	88,596	95,348
総資産 (百万円)	174,367	192,841	191,773	204,655

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第74期	第75期	第76期	第77期 (当事業年度)
売上高 (百万円)	171,171	178,140	181,993	187,374
経常利益 (百万円)	7,316	5,529	5,823	9,018
当期純利益 (百万円)	4,189	3,293	4,879	6,864
1株当たり当期純利益	147円26銭	57円89銭	85円76銭	120円62銭
純資産 (百万円)	58,861	65,287	68,627	74,020
総資産 (百万円)	144,799	158,030	157,354	168,386

⑹ 重要な子会社の状況（平成29年３月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社エコイノベーション	100百万円	100.0%	製鉄用諸原料・資材の取扱及び販売、産業廃棄物処理業
鳳テック株式会社	100百万円	60.0%	鋼材・鋼板ｺｲﾙの荷造及び梱包
ｺｳﾉｲｹ・ｴｷｽﾌﾟﾚｽ株式会社	80百万円	100.0%	一般貨物自動車運送、産業廃棄物収集運搬、自動車整備業
株式会社Kｸﾞﾗﾝﾄﾞｻｰﾋﾞｽ	96百万円	90.0%	空港における航空便のｸﾞﾗﾝﾄﾞﾊﾝﾄﾞﾘﾝｸﾞ業務
株式会社Kスカイ	50百万円	90.0%	空港における航空便の旅客・航務業務
ｺｳﾉｲｹ・ｴｱﾎﾟｰﾄｻｰﾋﾞｽ株式会社	50百万円	100.0%	輸出入航空貨物取扱業務及び航空機内清掃・整理業務
九州産交運輸株式会社	100百万円	100.0%	一般貨物自動車運送、鉄道・航空利用運送、通関業、倉庫業
鴻池メディカル株式会社	100百万円	100.0%	滅菌代行、院内外物流ｼｽﾃﾑ設計・運用、医療用具の販売
関西陸運株式会社	87百万円	100.0%	一般貨物自動車運送（特別積合せ含む）、食料品の梱包・保管・仕分
此花運輸株式会社	45百万円	100.0%	一般貨物自動車運送、一般建設業
株式会社昭和倉庫	354百万円	100.0%	倉庫業、一般貨物自動車運送
日本空輸株式会社	100百万円	100.0%	一般貨物自動車運送、航空利用運送、旅行業
ｺｳﾉｲｹ・ｼｯﾋﾟﾝｸﾞ株式会社	30百万円	100.0%	海運・貨物自動車利用運送
ｺｳﾉｲｹ・ﾋﾞｼﾞﾈｽﾏﾈｰｼﾞﾒﾝﾄ株式会社	10百万円	100.0%	金融業、不動産業
KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA,INC.	52,989千米ﾄﾞﾙ	100.0%	貨物倉庫保管、配送業務

（注）平成29年４月１日付をもって、関西陸運株式会社を存続会社、株式会社昭和倉庫を消滅会社とする吸収合併を行いました。

⑺ 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社グループは、複合ソリューション事業、国内物流事業、国際物流事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 複合ソリューション事業
得意先の工場構内運搬事業、輸送事業や機工事業等、得意先密着型の業務を実施しております。

② 国内物流事業
冷凍・冷蔵倉庫を拠点とした定温物流事業及びドライ倉庫を拠点とした一般物流事業を実施しております。

③ 国際物流事業
国内外において、海上貨物、航空貨物取扱事業及び輸出入貨物の倉庫業務を実施しております。

⑻ **主要な事業所**（平成29年３月31日現在）

当社	大阪本社	大阪市中央区伏見町四丁目３番９号
	東京本社	東京都中央区銀座六丁目10番１号
	支店	大阪港（大阪市）、国際物流関西（大阪市）、国際物流関東（東京都中央区）、関西（大阪市）、和歌山（和歌山市）、鹿島（鹿嶋市）、西日本（大阪市）、東海（名古屋市）、静岡（焼津市）、関東中央（東京都台東区）、東日本（東京都台東区）、定温物流（東京都台東区）、関西中央（大阪市）、関東（千葉市）
株式会社ｴｺｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ	本社	茨城県鹿嶋市光３番地
鳳テック株式会社	本社	茨城県鹿嶋市光３番地
ｺｳﾉｲｹ・ｴｷｽﾌﾟﾚｽ株式会社	本社	和歌山市栄谷２番地の１
株式会社Ｋｸﾞﾗﾝﾄﾞｻｰﾋﾞｽ	本社	大阪府泉佐野市りんくう往来北２番地の21
株式会社Ｋｽｶｲ	本社	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中１番地
ｺｳﾉｲｹ・ｴｱﾎﾟｰﾄｻｰﾋﾞｽ株式会社	本社	東京都大田区蒲田四丁目22番３号
九州産交運輸株式会社	本社	熊本市南区流通団地二丁目20番３号
鴻池メディカル株式会社	本社	東京都千代田区有楽町一丁目６番４号
関西陸運株式会社	本社	香川県さぬき市昭和121番地20
此花運輸株式会社	本社	名古屋市中村区上ノ宮町一丁目24番地
株式会社昭和倉庫	本社	岡山市北区大内田725番地
日本空輸株式会社	本社	東京都中央区銀座六丁目10番１号
ｺｳﾉｲｹ・ｼｯﾋﾟﾝｸﾞ株式会社	本社	東京都中央区新川二丁目３番１号
ｺｳﾉｲｹ・ﾋﾞｼﾞﾈｽﾏﾈｰｼﾞﾒﾝﾄ株式会社	本社	大阪市中央区伏見町四丁目３番９号
KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA,INC.	本社	1420 COIL AVENUE WILMINGTON,CA 90744 U.S.A.

（注）１．当社は平成29年２月13日付で、東京本社を東京都港区虎ノ門三丁目17番１号から、上記住所に移転いたしました。また、今回の移転に合わせ、本社の名称を「大阪本社」、支社の名称を「東京本社」に変更いたしました。
２．当社は平成29年４月１日付で、千葉支店、北日本支店、中国九州支店を開設いたしました。
３．ｺｳﾉｲｹ・ｴｱﾎﾟｰﾄｻｰﾋﾞｽ株式会社は平成28年７月４日付で、本社を東京都大田区蒲田三丁目23番７号から、上記住所に移転いたしました。
４．日本空輸株式会社は平成29年２月13日付で、本社を東京都大田区大森北一丁目22番９号から、上記住所に移転いたしました。
５．ｺｳﾉｲｹ・ｼｯﾋﾟﾝｸﾞ株式会社は平成29年１月23日付で、本社を東京都港区虎ノ門三丁目17番１号から、上記住所に移転いたしました。
６．平成29年４月１日付をもって、関西陸運株式会社を存続会社、株式会社昭和倉庫を消滅会社とする吸収合併を行いました。

⑼ **従業員の状況**（平成29年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
12,614（9,773）名	557名増

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間平均人員数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8,309（6,169）名	243名増	40歳10カ月	11年３カ月

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間平均人員数を外数で記載しております。

⑽ **主要な借入先の状況**（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,300百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,500百万円
株式会社みずほ銀行	1,900百万円

⑾ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　　227,596,808株

⑵ **発行済株式の総数**　　56,912,172株（自己株式 276株を含む）

（注）発行済株式の総数は、株式報酬型ストック・オプションの権利行使により、前期末に比べ、12,970株増加しました。

⑶ **株主数**　　3,590名

⑷ **大株主の状況（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
江之子島商事株式会社	5,040,888株	8.85%
新日鐵住金株式会社	4,902,718株	8.61%
鴻池運輸従業員持株会	4,803,692株	8.44%
銀泉株式会社	3,598,274株	6.32%
鴻池忠彦	3,265,340株	5.73%
鴻池一季	3,012,594株	5.29%
株式会社三井住友銀行	2,480,022株	4.35%
大阪瓦斯株式会社	2,248,912株	3.95%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,143,800株	3.76%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,291,900株	2.26%

（注）持株比率は自己株式（276株）を控除して計算しております。

⑸ **その他株式に関する重要な事項**

平成29年４月６日付で株式報酬型ストック・オプションの権利行使により、発行済株式の総数は21,160株増加し、56,933,332株となっております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		平成27年６月24日	平成28年６月23日
新株予約権の数（注）１		3,345個	3,306個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）１		普通株式　33,450株 （新株予約権１個につき　10株）	普通株式　33,060株 （新株予約権１個につき　10株）
新株予約権の発行価格		新株予約権１個当たり14,310円	新株予約権１個当たり10,940円
新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権１個当たり　10円 （１株当たり　１円）	新株予約権１個当たり　10円 （１株当たり　１円）
新株予約権の権利行使期間		平成27年８月１日から 平成57年７月31日まで	平成28年７月30日から 平成58年７月29日まで
新株予約権の行使の条件		（注）２	（注）２
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　2,592個 目的となる株式数　25,920株 保有者数　6人	新株予約権の数　3,306個 目的となる株式数　33,060株 保有者数　6人

（注）１．当社取締役に交付された時点における総数を記載しております。

２．行使の条件は以下のとおりです。

（１）新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括して行使することができる。

（２）その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

新株予約権の名称		第２回新株予約権
使用人等への交付状況	当社執行役員	新株予約権の数　6,324個 目的となる株式の種類と数　普通株式　63,240株 交付者数　24人

（注）第２回新株予約権の権利内容の概要は、「① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」の該当部分と同様です。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	辻　卓史		
代表取締役社長	鴻池忠彦		大阪港総合流通ｾﾝﾀｰ株式会社 代表取締役副社長
代表取締役副社長	清水正義	管理管掌、ＣＳＲ推進本部本部長	ｺｳﾉｲｹ・ﾋﾞｼﾞﾈｽﾏﾈｰｼﾞﾒﾝﾄ株式会社 代表取締役
取締役副社長	水谷吉紀	営業管掌、営業開発本部本部長	
取締役兼常務執行役員	川島利方	食品事業本部本部長	
取締役兼常務執行役員	中山英治	生活関連事業本部本部長、 空港業務部長	
社外取締役	天江喜七郎		
監査役（常勤）	藤井昭夫		
監査役（常勤）	籔本　弘		
社外監査役	舩橋晴雄		ｼﾘｳｽ・ｲﾝｽﾃｨﾃｭｰﾄ株式会社 代表取締役 第一生命ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ株式会社 社外取締役 日立ｷｬﾋﾟﾀﾙ株式会社 社外取締役 ｹﾈﾃﾞｨｸｽ株式会社 社外監査役 株式会社ﾊﾟｿﾅｸﾞﾙｰﾌﾟ 社外監査役 ＥＰＳﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ株式会社 社外監査役
社外監査役	木村直樹		松本油脂製薬株式会社 代表取締役社長 松本興産株式会社 代表取締役社長

（注）１．当社は社外取締役天江喜七郎氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に規定する独立役員として届け出ております。
２．監査役數本弘氏は幅広い経験から、内部監査室長等を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
３．代表取締役副社長清水正義氏は、コウノイケ・ビジネスマネージメント株式会社の代表取締役でしたが、平成29年３月31日付で辞任いたしました。
４．社外取締役天江喜七郎氏は、ＫＤＤＩ株式会社の社外監査役でしたが、平成28年６月22日付で退任いたしました。
５．当社は、取締役会の一層の活性化ならびに経営体制の強化、意思決定の迅速化などを図るため、執行役員制度を導入しており、上記の取締役を兼務する執行役員のほか、専任の執行役員が24名（平成29年３月31日現在）おります。
６．当事業年度中における取締役及び監査役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏　名	異動前	異動後	異動年月日
清 水 正 義	代表取締役副社長、 本社統轄本部本部長、 ＣＳＲ推進本部本部長	代表取締役副社長、 管理管掌、 ＣＳＲ推進本部本部長	平成28年４月１日
水 谷 吉 紀	取締役兼専務執行役員、 鉄鋼事業本部本部長	取締役副社長、 営業管掌、 営業開発本部本部長、 東京支社長	平成28年４月１日
中 山 英 治	取締役兼執行役員、 生活関連事業本部本部長	取締役兼常務執行役員、 生活関連事業本部本部長、 空港業務部長	平成28年４月１日
清 水 正 義	代表取締役副社長、 管理管掌、 ＣＳＲ推進本部本部長	代表取締役副社長、 管理管掌、 ＣＳＲ推進本部本部長、 情報セキュリティ担当	平成28年６月23日
清 水 正 義	代表取締役副社長、 管理管掌、 ＣＳＲ推進本部本部長、 情報セキュリティ担当	代表取締役副社長、 管理管掌、 ＣＳＲ推進本部本部長	平成28年９月16日
水 谷 吉 紀	取締役副社長、 営業管掌、 営業開発本部本部長、 東京支社長	取締役副社長、 営業管掌、 営業開発本部本部長	平成29年２月13日

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
藤原 一見	平成28年6月23日	任期満了	取締役・社長付
相羽 和男	平成28年6月23日	任期満了	取締役・社長付 まるま運輸株式会社　社外取締役
今田 光正	平成28年6月23日	辞任	監査役（常勤）

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令に定める最低責任限度額とする契約を締結しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人員数	報酬等の額
取締役	9名	344百万円
監査役	5名	65百万円
合計	14名	410百万円

（注）１．上記には、平成28年６月23日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名、監査役１名を含んでおります。

２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．平成23年６月24日開催の第71回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額８億円以内（うち社外取締役分年額10百万円以内、また使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）と決議いただいております。また別枠で、平成27年６月24日開催の第75回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額１億円以内（社外取締役を除く）と決議いただいております。

４．平成19年６月27日開催の第67回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額１億円以内と決議いただいております。

５．上記報酬等の総額のうち社外役員３名の報酬等の額は28百万円であります。

６．上記取締役の報酬等の額には、(注)3.記載のストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額36百万円が含まれております。

７．当社は、平成27年６月24日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退任慰労金制度を廃止し、同株主総会終了後引き続いて在任する取締役及び監査役に対して、役員退任慰労金を打切り支給することを決議いただいております。
上記に加えて、平成23年９月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、役員退任慰労金を下記のとおり支給しております。

区分	支給人員	支給額
退任取締役	3名	78百万円
退任監査役	1名	2百万円

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

地位	氏名	兼職先	兼職内容
社外取締役	天江 喜七郎	ＫＤＤＩ株式会社	社外監査役
社外監査役	舩橋 晴雄	ｼﾘｳｽ・ｲﾝｽﾃｨﾃｭｰﾄ株式会社 第一生命ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ株式会社 日立ｷｬﾋﾟﾀﾙ株式会社 ｹﾈﾃﾞｨｸｽ株式会社 株式会社ﾊﾟｿﾅｸﾞﾙｰﾌﾟ ＥＰＳﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ株式会社	代表取締役 社外取締役 社外取締役 社外監査役 社外監査役 社外監査役
社外監査役	木村 直樹	松本油脂製薬株式会社 松本興産株式会社	代表取締役社長 代表取締役社長

（注）1．木村直樹氏が代表取締役社長を務める松本油脂製薬株式会社と当社の間には、当社の貨物保管・輸送等の取引関係がありますが、第77期においてその規模は、当社の売上高の0.02%未満であり、同氏の社外監査役としての客観的・公正中立な判断に影響を及ぼすものではございません。
2．その他各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動内容

地位	氏名	活動内容
社外取締役	天江 喜七郎	当事業年度中に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
社外監査役	舩橋 晴雄	当事業年度中に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会13回のうち13回に出席し、適宜質問を行い、適切な意見の表明を行っております。
社外監査役	木村 直樹	当事業年度中に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会13回のうち13回に出席し、適宜質問を行い、適切な意見の表明を行っております。

5．会計監査人に関する事項

⑴ 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

⑵ 会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	55百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当社の重要子会社のうち、KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA,INC.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3．当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配置計画、会計監査の職務執行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項及び第２項の同意を行っております。

⑶ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に係るコンフォートレター作成業務などを委託しております。

⑷ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は再任しない等のことに関する議案及び会計監査人の選任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

基本的な考え方

当社は、KONOIKEグループ経営理念「KONOIKEグループは、高い品質のサービスを提供し、世界の人々の幸福と安全で安心な社会の実現に役立つプロフェッショナルサービス集団を目指します。」を実現するために、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）から成るKONOIKEグループの業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下のとおり定めます。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⑴「KONOIKEグループ行動指針」において「私たちは法令や社会規範を守り、礼節を重んじ品格ある行動をします。」と定められていることに基づき、役員及び従業員の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するために「企業倫理規程」を制定し、法令・定款及び企業倫理の遵守の徹底に取り組みます。

⑵「企業倫理規程」の遵守の徹底と実践的運用を行うため、役員及び従業員に対する教育・研修を実施するとともに、「コウノイケ・ヘルプライン運用規程」を定め、「コウノイケ・ヘルプライン」（以下「ヘルプライン」という）の窓口を社内・社外に設置するなどの体制を整備します。

⑶「コンプライアンス規程」を定め、「コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築・推進を図ります。なお、同委員会の委員の内１名は社外の有識者とします。

⑷内部監査部門において、役員及び従業員の業務の適正性に関する内部監査を実施し、その結果については、代表取締役及び監査役に報告します。

⑸社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係断絶及び不当な要求への明確な拒絶のための体制の整備に努めます。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

⑴取締役の職務に係る議事録等の文書その他の情報は、「文書管理規程」等の社内規程に従い、各主管部門において、適切に保存及び管理を行います。

⑵取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できることとします。

⑶「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ管理規程」を整備するとともに、情報管理の徹底を図るため、同規程に基づき「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報の取扱い、保管、セキュリティに関する適切な運用を図ります。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑴「リスクマネジメント規程」により、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、「リスクマネジメント委員会」を設置して、企業価値を毀損させる可能性のあ

るリスクの発現や、危機の発生を予防・抑制する活動を継続的に展開し、リスク管理の整備・構築を図ります。

⑵事業上のリスクは、①事業継続リスク②資産保全リスク③業務運営リスクの３つのカテゴリーに分類するとともに、各リスクを適正に管理するために、管理レベルを全社リスクと部門リスクに分け､それぞれのリスクについて｢リスクマネジメント委員会｣で適切な管理を実施します。

⑶｢事業継続計画（BCP）｣を制定し、大災害や大事故、不祥事等の不測の事態が発生した時でも事業の継続や早期の復旧・再開ができる体制を構築します。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

⑴取締役の職務の効率性を確保するため、取締役会において取締役の合理的な職務分掌及び適切な執行役員の任命を行います。

⑵取締役会を原則毎月開催し、取締役会規則に基づき、経営に関する重要事項について、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき審議・決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告します。また、経営会議規程を定め、取締役会の下部機関として経営会議を設置し、定期的に開催します。

⑶取締役会において策定した中期経営計画及び年度予算について、月次・四半期毎に業績管理を行い、達成状況の確認、計画及び予算の見直しを行います。

５．当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

⑴子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

①｢関係会社管理規程｣において、当社と子会社の情報共有及び業務上の報告についてルールを定めるとともに、子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づけます。

②定期的に当社及び子会社の取締役及び監査役が出席する関係会社月次報告会を開催し、経営上の重要情報の共有に努めるとともに、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対して随時当社取締役会又は当社取締役への報告を義務づけます。

⑵子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

①当社グループが共有する｢リスクマネジメント規程｣を策定し、同規程において各リスクに応じて責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。

②当社内に設置される｢リスクマネジメント委員会｣は当社グループのリスク管理を担当する機関として、グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題及びその対策を審議します。

③当社グループは、不測の事態や危機の発生時に備え、当社グループ全体の｢事業継続計画（BCP）｣を策定して、当社グループの役員及び従業員に周知徹底し、当社グループの事業継続の円滑な実施を図ります。

⑶子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社グループは、各社の社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行い、分業体制による業務の専門化・高度化を図ります。
また、かかる体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし意思決定手続きの機動性向上を図ります。

②当社グループを網羅する中期経営計画及び年度予算を策定します。かかる策定の作業については、経営層からのトップダウンと事業部門からのボトムアップを適切に組み合わせながら編成するとともに、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図ります。

⑷子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、「企業倫理規程」を制定するとともに「経営品質ハンドブック（マニュアル）」を作成し、当社グループの全ての役員及び従業員に周知徹底します。

②当社は、当社グループ各社の規模や業態等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置するように努めます。

③当社は、当社グループの役員及び従業員に対し、定期的に法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図ります。

④当社の内部監査室は、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ各社に対する年一回の内部監査を実施します。

⑤当社は、当社グループ各社が利用可能な「ヘルプライン」を設置し運用します。

⑥当社グループの海外拠点については、当該拠点ごとに現地の法律・会計・税務についての随時の相談、アドバイスを求めることができる提携先を確保し、コンプライアンス体制の整備・運用に努めます。

⑦当社グループ各社は、反社会的勢力の排除に向けて「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」に基づき、体制の整備に努めます。

6．監査役のその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

⑴監査役会の下に監査役室を置き、監査役室に監査役の職務を補助すべき専任の使用人を常時配置し、監査役の職務を補助させるものとします。

⑵監査役補助者に関する人事を決定するにあたっては、監査役の意見を求めることとします。

⑶当社は、「監査役監査基準」において、監査役の補助使用人に対する指揮命令権を定めます。

7．当社の監査役への報告に関する体制

⑴当社グループの役員及び従業員は、当社監査役からの業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

⑵当社の役員及び従業員は、法令等の違反行為等や、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行います。

⑶当社の内部監査、コンプライアンス及びリスク管理を所管する各担当部署は、定期的又は必要に応じて適宜遅滞なく監査役に対し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告します。

⑷当社グループのヘルプライン担当部署は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報状況について、定期的に当社監査役に対し報告します。

8．監査役への報告したことを理由として不利益扱いを受けないことを確保するための体制

⑴当社は、「監査役監査基準」において、当社グループの監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。

⑵「コウノイケ・ヘルプライン運用規程」に基づいて、ヘルプライン担当部署は、当社グループの役員及び従業員から法令、定款、又は社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかわる通報を受けた場合、通報内容について速やかに監査役に報告します。

また、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記します。

9．監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑴当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑵当社は、監査役会が独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当該監査役の職務の執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

⑶当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

⑷監査役は、内部監査室及び会計監査人との連携に努め、定期的な打ち合わせを行うほか、相互に監査結果についての報告会を行い、必要に応じ随時情報交換を行うことで監査の実効性を確保します。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況

KONOIKEグループの業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針における当事業年度の運用状況の概要は、以下のとおりです。

１．内部統制システム全般の運用状況

⑴当社は、平成27年５月15日開催の取締役会で決議した本基本方針の趣旨及び内容等につきまして、当社グループの役員及び従業員に説明を行い、当社グループへの周知徹底を図りました。

⑵当社グループの内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成するため、内部監査室は、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づき年間の内部監査計画を策定し、業務が適正かつ効率的に行われているか監査及び提言を行っております。なお、内部監査室は、監査の結果を代表取締役社長及び監査役に報告しております。

⑶財務報告に係る内部統制については、評価を担当する内部監査室が「財務報告に係る内部統制の基本方針書」に従って、当社グループの内部統制評価を実施しております。

２．業務執行の効率性の向上に関する取組みの運用状況

⑴取締役会は、社外取締役１名を含む取締役７名で構成され、社外監査役２名を含む監査役４名も出席しております。

当事業年度は、取締役会は15回開催され、経営に関する重要事項及び業務執行状況について、実質的かつ活発な議論がなされており、意思決定の効率性及び監督の実効性は確保されております。

⑵当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確にするため、執行役員を選任し、意思決定の迅速化を図っております。

また、当事業年度は経営会議を28回開催し、重要課題につき審議したほか、本部長定例会議を12回開催し、全般的な業務執行状況の報告を受けております。

３．情報の管理に関する運用状況

⑴当社は、情報管理について、社内規程の整備及び社内研修を通じて周知徹底を図っております。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）制定に伴い、「特定個人情報保護方針」及び「特定個人情報保護基本規程」（平成27年11月１日施行）を制定し、情報管理を強化しております。

4．コンプライアンス体制に関する運用状況

⑴当社は、当社グループ共通の経営理念、経営指針、行動指針を定め、当社グループ各社の役員及び従業員に周知しております。また、社会から求められる倫理や行動規範等について定めた「経営品質ハンドブック」等を配布し、当社グループ内への周知徹底と研修等で浸透を図っているほか、当社グループ各社の役員及び従業員に対し、定期的にコンプライアンス研修会を実施しております。

⑵当事業年度は、コンプライアンス委員会を４回（四半期に１回）開催し、当社グループ内のコンプライアンスに係る課題と対応策等について、委員（社外委員１名を含む）間で議論を行い、当社グループのコンプライアンス体制の向上を図っております。

⑶当社の「コウノイケ・ヘルプライン」は、当社グループ全体の内部通報制度として整備・運用しております。なお、内部通報窓口の周知徹底は、各事業場にポスターを掲示するとともに、社内イントラネットにおいて内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む利用ルールの徹底を図っております。

また、ヘルプラインの通報窓口に監査役へ直接通報する体制を整備しております。

なお、ヘルプラインの運用状況、重要な不正事案等については、定期的にコンプライアンス委員会に報告を行っておりますが、当事業年度は、重大な法令違反等に関わる案件はありませんでした。

⑷反社会的勢力との関係遮断について、社内周知の徹底と取引契約書への反社会的勢力排除条項の折り込み等を継続して対応しております。

5．リスクマネジメント体制に関する運用状況

⑴当事業年度は、「リスクマネジメント委員会」を２回（半期に１回）開催し、当社各部門及び子会社が抽出した「全社リスク」と「部門リスク」の対応策の検討及び整備・運用状況の評価を行いました。

⑵大規模な災害等の発生に備えて、事業継続計画（BCP）を策定のうえ、当社グループ全体で地震等を想定した訓練を実施し、BCPの周知徹底及び実効性の向上を図っております。また、社員・家族の安否を迅速に把握するため、当社グループ全体で安否確認システムを導入しております。

6．グループ会社の経営管理に関する運用状況

⑴当社は、子会社が予算及び中期経営計画を策定する際には、子会社より策定案の報告を受けるとともに当社グループ全体の観点から必要な指示を行い、子会社の業務の適正及び職務執行の効率化を図っています。

⑵当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営管理上、重要な事項については、親会社である当社へ事前に報告を行うことで、子会社の業務の適正の確保に努めております。

また、毎月「月次報告会」を開催し、各子会社取締役から月次業績及び予算計画の進捗状況等についての報告を受け、その質疑応答を通して情報共有を図り、中期経営計画及び年度予算について進捗管理を実施し、グループ経営としての一体性を確保しております。

⑶子会社の損失の危機管理については、当社グループ全体が一体となり、「リスクマネジメント規程」、「事業継続計画（BCP）」等を策定し、不測の事態や危機の発生に備えるべく、取組みを行っております。

7．監査役の職務執行の運用状況

⑴当事業年度は、常勤監査役２名、社外監査役２名で構成される監査役会を13回開催しました。なお、監査役の職務を補助する部門として監査役室を設け、取締役の指揮命令から独立した専任のスタッフを配置しております。

⑵監査役は、「取締役会」のほか「経営会議」、「リスクマネジメント委員会」、「コンプライアンス委員会」等の重要な会議に出席するとともに必要な意見を述べました。また、内部監査室、内部統制部門と毎月１回定期的な連絡会を開催し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

⑶監査役は、子会社監査役と定期的に連絡会を開催し、子会社決算に関する情報を交換し、必要に応じて適宜報告を受け、情報の収集をしております。会計監査人とは、往査の結果報告を受けているほか、定期的な情報交換を行っております。当事業年度は、子会社監査役と４回、会計監査人とは12回情報・意見交換を行っております

⑷監査役は代表取締役社長との定期会合を４回開催し、情報交換とともに当社グループの課題について意見交換を行っております。更に、当事業年度より社外取締役との連携を図るための意見交換会も始めております。

⑸監査役が監査方針・計画に従った監査を実施するにあたり、必要とされる費用等については、適切に処理しております。

7．会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の企業価値が、当社ならびにその子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます）が永年に亘って培ってきたノウハウ及びブランドイメージに裏打ちされた経営資源にその淵源を有することに鑑み、特定の者又はグループによる当社の総議決権の20%に相当する株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、下記⑴の経営理念を踏まえた企業価値向上への取組み、下記⑵のコーポレート・ガバナンスの強化の取組み及び下記⑶の株主の皆様に対する還元に関する取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の経営資源に基づく当社の持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態を防ぐことができると考えられ、これらの取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものであると考えております。

⑴ 経営理念を踏まえた企業価値向上への取組み

(a) 経営理念

当社グループは、以下の３点を念頭に置いて、高い品質のサービスを提供し、世界の人々の幸福と安全で安心な社会の実現に役立つプロフェッショナルサービス集団を目指しております。

（ⅰ）当社グループは、品格ある事業活動を通じて、顧客、取引先、株主の皆様、従業員をはじめ、全ての人々を大切にします。

（ⅱ）当社グループは、総合物流を中心に様々な分野において、顧客が新しい価値を創造するための質の高いサービスを提供します。

（ⅲ）当社グループは、自然と人間の共存に努め、地球環境の保全と未来社会の健全な発展に貢献します。

当社グループは、かかる経営理念に基づき、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上を通じた株主の皆様を含むステークホルダーの繁栄、豊かな環境の創造と産業社会の発展、仕事を通じた社員の自己表現、相互信頼・合理性のある組織風土の醸成等を推進しております。

(b) 中期経営計画の策定及び同計画達成のための施策

当社では、企業価値又は株主の皆様共同の利益の向上に向けた取組みとして、平成28年３月期（平成27年度）を初年度とし、平成30年３月期（平成29年度）を最終年度とする３ヵ年間の中期経営計画（以下「本中期経営計画」といいます）を策定し、実行中であります。本中期経営計画の最終年度（平成29年度）は、売上高3,000億円、営業利益150億円、ＲＯＥ（自己資本純利益率）8.7%の達成を目指して取り組んでおります。

また、本中期経営計画達成のための施策として、当社が現在取り組んでいる10のサービス分野のうち、基軸となる生産工程サービスの事業基盤を一層強化するとともに、医療関連サービス、ファッション＆アパレルサービス、空港関連サービス及び定温物流サービスの各分野の強化、加えて自力成長補完の手段としてのＭ＆Ａ・事業提携の推進に取り組んでまいります。また、更なる経営効率化にも注力してまいります。

⑵ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、法令遵守の徹底及び経営の健全性、迅速性の向上の観点から、企業価値・株主の皆様共同の利益の向上のために不可欠な仕組みとして、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要課題の一つとして認識しております。

まず、当社は、東京証券取引所の定める独立役員に該当する社外取締役１名を選任するとともに、定款で取締役の任期を１年に短縮し、株主の皆様が企業統治の在り方に直接意見を表明し得る機会を最大限確保する等、かねてよりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

また、当社は、経営環境や市場の変化、顧客の動向に迅速に対応するために、迅速かつ適正な意思決定及び業務執行の遂行を図るとともに、事業活動に関する監査を強化することにより、取締役会及び監査役会の機能向上に努めております。

(3) 株主の皆様に対する還元に関する取組み

当社では、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略等を総合的に勘案して、内部留保の充実を図りつつ、継続的に安定的かつ業績・収益状況に対応した配当の実現を目指すことを配当政策の基本方針としております。

当該方針に基づき、当社は、連結ベースでの配当性向を平成26年３月期（平成25年度）から３年間で概ね30％程度まで高めることを目標としておりましたが、平成28年３月期（平成27年度）においては、連結ベースでの配当性向29.3％を達成致しました。今後もこの方針に基づき、企業価値向上の成果を還元させて頂くことで、更に株主の皆様に支援して頂けるよう、企業価値の一層の充実を図りたいと考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年８月30日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」といいます）を導入することにつき決定しておりました。また、本プランの導入に関する承認議案を平成26年６月25日開催の当社第74回定時株主総会に提出し、株主の皆様のご承認を頂いております。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページ掲載の平成25年８月30日付プレスリリース

「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入に関するお知らせ」（http://www.konoike.net/news/detail.php?id=95）をご参照下さい。

(1) 本プラン導入の目的について

本プランは、基本方針を踏まえ、（ⅰ）大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、（ⅱ）当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、（ⅲ）株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、導入されたものです。

(2) 本プランの概要

(a) 対抗措置発動の対象となる行為

次の①から③までのいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます）又はその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づき対抗措置が発動される場合があります。

① 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20％以上となる当該株券等の買付けその他の取得

② 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20％以上となる当該株券等の買付けその他の取得

③ 当社の特定の株主が当社の他の株主との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当することとなるような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が事実上共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（但し、当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合が20％以上となる場合に限ります）

(b) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、意向表明書及び大規模買付情報を提供して頂きます。

(c) 取締役会及び独立委員会による検討等

当社取締役会及び独立委員会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には60日間（初日不算入）、それ以外の場合には90日間（初日不算入）の期間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間として設定し、当社取締役会は、当該取締役会評価期間内において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者の大規模買付行為に関する提案等の評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものといたします。

また、独立委員会も上記と並行して大規模買付者からの提案等の評価及び検討等を行います。

(d) 独立委員会の勧告及び取締役会による決議

（ⅰ）大規模買付ルールが遵守されなかった場合

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールに従うことなく当社株券等の大規模買付行為を開始したものと認める場合には、原則として、当社取締役会に対して、所要の対抗措置を発動することを勧告できるものといたします。この場合、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、独立委員会の上記勧告を最大限尊重の上、所要の対抗措置を発動することといたします。

（ⅱ）大規模買付ルールが遵守された場合

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の検討と、大規模買付者との協議・交渉等の結果、同委員会の現任委員の全員一致によって、大規模買付者が総体としていわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者に該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

他方、独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案の内容の検討、大規模買付者との協議・交渉等の結果、同委員会がその現任委員の全員一致により対抗措置不発動の勧告を行うべき旨の判断に至らなかった場合には、対抗措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものといたします。その場合、当社取締役会は、対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を

速やかに実施するものといたします。当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の皆様の議決権の過半数によって決するものといたします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、独立委員会の勧告を最大限尊重し、又は上記株主総会の決議に従って、対抗措置の発動又は不発動に関する決議を、遅滞なく行うものといたします。

なお、大規模買付者は、当社取締役会が本プラン所定の手続に従って対抗措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為を実行してはならないものといたします。

(f) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成26年６月25日開催の当社第74回定時株主総会終了後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までといたします。但し、かかる有効期間前であっても、（ⅰ）当社取締役会若しくは当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合又は（ⅱ）独立委員会が全員一致で本プランを廃止する旨決議した場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

(3) 本プランの合理性

(a) 政府指針、金融商品取引所の諸規則に則っていること

本プランは、会社法をはじめとする企業法制、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①　企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②　事前開示・株主意思の原則、③　必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しております。また、本プランは、東京証券取引所が平成18年３月７日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」及び同取引所の諸規則等に則り、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。本プランは、株主の皆様の権利内容やその行使、当社株式の市場への影響等について十分な検討を重ねて整備したものです。

(b) 企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

(c) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

(d) 対抗措置の発動に際して原則として株主の皆様のご意思を確認するプランであること

本プランは、大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為が開始された状況下で独立委員会が本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動を勧告する場合、及び独立委員会がかかる対抗措置の不発動の勧告をする場合を除き、大規模買付者による大規模買付行為に対する本新株予約権の無償割当て等の対抗措置発動の是非について株主総会を開催することによって、株主の皆様のご意思を直接確認することを内容としております。

本プランは、このように、株主の皆様のご意思を確認した上で対抗措置を発動するものであるため、本プランの導入に際して株主総会の承認を得ることは必ずしも必要ではないと考えております。しかしながら、当社取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する観点から、平成26年６月25日開催の当社第74回定時株主総会において本プランの導入につき株主の皆様の賛否を問い、本プランの導入が否決された場合には本プランを廃止することとし、当該総会において、株主の皆様のご承認を頂いております。

(e) 本プランが１回の株主総会決議を通じて廃止可能であること

当社取締役の任期は１年であり、１回の株主総会における通常決議による取締役の選解任を通じた取締役会の決議又は株主総会における本プラン廃止の通常決議により本プランを廃止することが可能です。

(f) 独立委員会の判断の重視

本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、独立委員会を設置し、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動又は不発動等について、当社の業務執行を行わず独立性を有している社外役員及び外部有識者から構成される独立委員会が勧告を行うこととしております。

そして、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置について、独立委員会から不発動の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を発動しない旨の決議を行うものとされております。

(g) ガイドラインの設定

当社は、本プランに係る各手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドラインを設けています。当該ガイドラインの制定により、対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が客観性・透明性の高いものとなり、本プランにつき十分な予測可能性が付与されることになります。

(h) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記(e)記載のとおり、当社の株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

④　上記②の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、上記②の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の経営資源に基づく当社の持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態を防ぐことができると考えられ、上記②の取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものであると考えております。

したがいまして、上記②の取組みは、上記①の基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

⑤　上記③の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記③⑴及び⑶⑹等に記載のとおり、本プランは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして導入されたものであります。また、上記③⑶記載のとおり、本プランの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがいまして、上記③の取組みは上記①の基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注)本プランの有効期間は、平成29年６月28日開催の当社第77回定時株主総会の終結の時までとなっております。

当社は、平成29年５月15日開催の取締役会において、本プランの有効期間満了の時をもって、本プランを継続せず、廃止することを決議いたしました。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

⑴　基本方針

当社は、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略等を総合的に勘案して、内部留保の充実を図りつつ、継続的・安定的かつ業績・収益状況に対応した配当の実現を目指してまいります。

⑵　当期配当の理由

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、１株当たり17円50銭とさせて頂きます。

この結果、平成28年12月５日に実施の中間配当金（１株当たり17円50銭）を含む当事業年度の年間配当金は、１株当たり35円となります。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**85,220**	**流動負債**	**49,983**
現金及び預金	32,466	支払手形及び買掛金	14,546
受取手形及び売掛金	46,547	短期借入金	3,455
未成工事支出金	12	1年内償還予定の社債	3,000
貯蔵品	1,291	1年内返済予定の長期借入金	4,401
繰延税金資産	2,633	未払費用	9,954
その他	2,333	未払法人税等	2,224
貸倒引当金	△64	その他	12,400
固定資産	**119,435**	**固定負債**	**59,323**
有形固定資産	**97,147**	社債	23,000
建物及び構築物	42,145	長期借入金	8,760
機械装置及び運搬具	7,757	リース債務	3,315
土地	41,196	繰延税金負債	550
リース資産	3,749	再評価に係る繰延税金負債	1,680
建設仮勘定	1,115	退職給付に係る負債	17,728
その他	1,182	役員退任慰労金引当金	104
無形固定資産	**3,127**	厚生年金基金解散損失引当金	56
投資その他の資産	**19,160**	長期未払金	2,091
投資有価証券	9,859	その他	2,036
長期貸付金	387	**負債合計**	**109,307**
繰延税金資産	3,097	**純資産の部**	
退職給付に係る資産	125	**株主資本**	**94,990**
その他	5,878	資本金	1,697
貸倒引当金	△187	資本剰余金	764
		利益剰余金	92,528
		自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	**△3,044**
		その他有価証券評価差額金	3,336
		土地再評価差額金	△5,085
		為替換算調整勘定	1,073
		退職給付に係る調整累計額	△2,368
		新株予約権	**208**
		非支配株主持分	**3,193**
		純資産合計	**95,348**
資産合計	**204,655**	**負債・純資産合計**	**204,655**

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		258,332
売上原価		235,062
売上総利益		**23,270**
販売費及び一般管理費		13,037
営業利益		**10,232**
営業外収益		
受取利息	117	
受取配当金	219	
貸倒引当金戻入額	8	
投資有価証券評価損戻入益	76	
為替差益	23	
企業立地奨励金	32	
移転補償金	160	
その他	241	879
営業外費用		
支払利息	263	
社債発行費	55	
その他	70	390
経常利益		**10,721**
特別利益		
固定資産売却益	199	
投資有価証券売却益	89	
退職給付制度改定益	242	
地上権設定益	221	752
特別損失		
固定資産除売却損	240	
減損損失	279	
災害による損失	53	
その他	0	573
税金等調整前当期純利益		**10,900**
法人税、住民税及び事業税	4,270	
法人税等調整額	△853	3,417
当期純利益		**7,483**
非支配株主に帰属する当期純利益		172
親会社株主に帰属する当期純利益		**7,310**

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年４月１日残高	**1,688**	**755**	**86,900**	**△0**	**89,343**
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	9	9			18
剰余金の配当			△1,934		△1,934
親会社株主に帰属する当期純利益			7,310		7,310
土地再評価差額金の取崩			252		252
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	9	9	5,628	－	5,646
平成29年３月31日残高	**1,697**	**764**	**92,528**	**△0**	**94,990**

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成28年４月１日残高	**2,986**	**△4,833**	**1,762**	**△2,663**	**△2,748**	**121**	**1,878**	**88,596**
連結会計年度中の変動額								
新株の発行								18
剰余金の配当								△1,934
親会社株主に帰属する当期純利益								7,310
土地再評価差額金の取崩								252
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	350	△252	△688	294	△296	86	1,314	1,104
連結会計年度中の変動額合計	350	△252	△688	294	△296	86	1,314	6,751
平成29年３月31日残高	**3,336**	**△5,085**	**1,073**	**△2,368**	**△3,044**	**208**	**3,193**	**95,348**

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**58,367**	**流動負債**	**44,187**
現金及び預金	17,344	支払手形	3,055
受取手形	1,261	買掛金	14,140
電子記録債権	4,395	短期借入金	2,500
売掛金	31,271	1年内返済予定の社債	3,000
未成工事支出金	4	1年内返済予定の長期借入金	4,300
貯蔵品	627	リース債務	325
繰延税金資産	2,027	未払金	4,254
短期貸付金	39	未払費用	7,769
その他	1,402	未払法人税等	1,412
貸倒引当金	△7	未払消費税等	2,419
固定資産	**110,018**	預り金	346
有形固定資産	**70,454**	設備購入支払手形	574
建物	28,770	その他	88
構築物	1,362	**固定負債**	**50,178**
機械及び装置	3,402	社債	23,000
車両運搬具	2,162	長期借入金	8,000
工具、器具及び備品	938	リース債務	2,085
土地	31,506	再評価に係る繰延税金負債	1,680
リース資産	2,254	退職給付引当金	11,686
建設仮勘定	56	資産除去債務	1,508
無形固定資産	**1,505**	長期未払金	1,960
借地権	616	その他	255
ソフトウェア	839	**負債合計**	**94,365**
ソフトウェア仮勘定	32	**純資産の部**	
その他	16	**株主資本**	**75,646**
投資その他の資産	**38,058**	**資本金**	**1,697**
投資有価証券	8,916	**資本剰余金**	**905**
関係会社株式	22,097	資本準備金	905
出資金	1	**利益剰余金**	**73,043**
関係会社出資金	1,977	利益準備金	427
長期貸付金	189	その他利益剰余金	72,616
関係会社長期貸付金	993	固定資産圧縮積立金	1,637
繰延税金資産	1,381	別途積立金	48,080
差入保証金	2,593	繰越利益剰余金	22,899
その他	1,040	**自己株式**	**△0**
貸倒引当金	△1,131	**評価・換算差額等**	**△1,834**
		その他有価証券評価差額金	3,251
		土地再評価差額金	△5,085
		新株予約権	**208**
		純資産合計	**74,020**
資産合計	**168,386**	**負債・純資産合計**	**168,386**

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		187,374
売上原価		173,566
売上総利益		**13,807**
販売費及び一般管理費		7,857
営業利益		**5,950**
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	3,223	
投資有価証券評価損戻入益	75	
企業立地奨励金	21	
移転補償金	160	
その他	146	3,632
営業外費用		
支払利息	136	
社債利息	97	
社債発行費	55	
貸倒引当金繰入額	192	
その他	81	563
経常利益		**9,018**
特別利益		
固定資産売却益	140	
地上権設定益	221	
その他	8	371
特別損失		
固定資産除売却損	126	
減損損失	279	
その他	17	423
税引前当期純利益		**8,965**
法人税、住民税及び事業税	2,515	
法人税等調整額	△413	2,101
当期純利益		**6,864**

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成28年４月１日残高	**1,688**	**896**	**896**	**427**	**1,661**	**48,080**	**17,692**	**67,861**	**△0**	**70,446**
事業年度中の変動額										
新株の発行	9	9	9							18
剰余金の配当							△1,934	△1,934		△1,934
当期純利益							6,864	6,864		6,864
固定資産圧縮積立金の取崩					△24		24	－		－
土地再評価差額金の取崩							252	252		252
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	9	9	9	－	△24	－	5,206	5,182	－	5,200
平成29年３月31日残高	**1,697**	**905**	**905**	**427**	**1,637**	**48,080**	**22,899**	**73,043**	**△0**	**75,646**

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成28年４月１日残高	**2,892**	**△4,833**	**△1,940**	**121**	**68,627**
事業年度中の変動額					
新株の発行					18
剰余金の配当					△1,934
当期純利益					6,864
固定資産圧縮積立金の取崩					－
土地再評価差額金の取崩					252
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	358	△252	106	86	193
事業年度中の変動額合計	358	△252	106	86	5,393
平成29年３月31日残高	**3,251**	**△5,085**	**△1,834**	**208**	**74,020**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月18日

鴻池運輸株式会社
　取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　吉　村　祥二郎㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　目　細　　実㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、鴻池運輸株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鴻池運輸株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月18日

鴻池運輸株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　吉　村　祥二郎㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　目　細　　実㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、鴻池運輸株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月22日

鴻池運輸株式会社　監査役会

監　査　役（常勤）藤井　昭夫㊞

監　査　役（常勤）藪本　　弘㊞

社外監査役　舩橋　晴雄㊞

社外監査役　木村　直樹㊞

以　上

メ　モ

株主総会会場　ご案内図

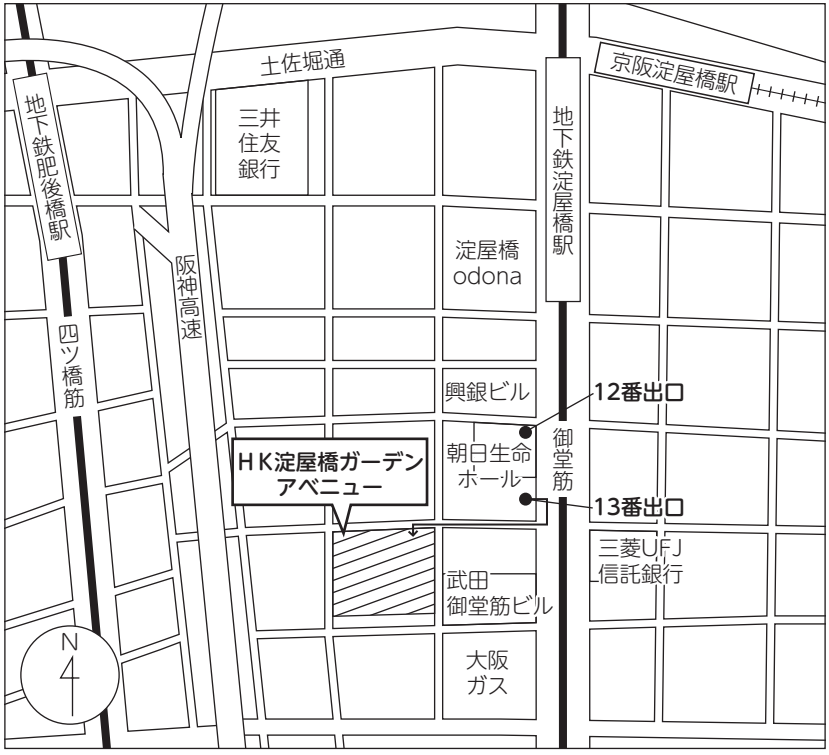

会　　場　大阪市中央区伏見町四丁目３番９号
ＨＫ淀屋橋ガーデンアベニュー２階
電話　０６－６２２７－４６００

最寄りの駅　地下鉄御堂筋線「淀屋橋」駅（⑫または⑬番出口より徒歩約２分）

※会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承願います。
※会場には外来者専用駐車場・駐輪場がございませんので、公共の交通機関をご利用下さいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

UD FONT　見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC　ミックス　責任ある木質資源を使用した紙　FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK